

(3) 租税特別措置法第40条第6項から第10項までの規定の適用を受けることの確認書

受贈法人等が、措法第40条第6項から第10項までの規定による各届出書（95～103ページ参照）を提出する場合には、寄附財産等を引き継ぐ公益法人等が作成した次の書類を添付する必要があります。

【参考様式】

租税特別措置法第40条第  項の規定の適用を受けることの確認書

令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

国 税 庁 長 官

☞ 寄附財産等を引き継ぐ公益法人等の所在地・名称等を記載してください。

(確認をした法人)

所 在 地 \_\_\_\_\_

フリガナ \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

(連絡先)

氏 名 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

当法人は、下記の法人が租税特別措置法第40条  項の規定の適用を受けることを確認をしました。  
※裏面参照

(特定贈与等を受けた又は特定贈与等を受けたとみなされた法人)

所 在 地 \_\_\_\_\_

フリガナ \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

☞ 寄附財産等の贈与等を行う受贈法人等の所在地・名称等を記載してください。

○参考事項（特定贈与等を受けた財産）

種類・細目 \_\_\_\_\_

所 在 地 \_\_\_\_\_

数 量 \_\_\_\_\_

（注）特定贈与等を受けた法人が上記の規定を適用した場合には、確認をした法人が、当該特定贈与等を受けた法人とみなされることとなりますので、上記の規定適用日以降は確認をした法人に対して租税特別措置法第40条各項の規定が適用されることとなります。

(資13-38-A 4 統一) (令3.3)

☞ 次の区分に応じて次の数字を記載してください。

- |                            |                      |
|----------------------------|----------------------|
| (1) 措法第40条第6項の規定の適用を受ける場合  | (78、95ページ参照) … 「6」   |
| (2) 措法第40条第7項の規定の適用を受ける場合  | (78、97ページ参照) … 「7」   |
| (3) 措法第40条第8項の規定の適用を受ける場合  | (79、99ページ参照) … 「8」   |
| (4) 措法第40条第9項の規定の適用を受ける場合  | (79ページ参照) … 「9」      |
| (5) 措法第40条第10項の規定の適用を受ける場合 | (80、101ページ参照) … 「10」 |